

## （本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 5 年(2023 年)1 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 1 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 1 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

## （掲載判例 INDEX）

\*「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

### （民事法）

【1】A 病院を経営する X 法人は、M&A 仲介業 Y1 社及び地方銀行 Y2 を介し X の運営権を B 社に移転する契約を締結したところ、本契約が医療法等に違反し無効であり B 社は提携先として適法性に問題があるとして Y らに損害賠償請求をしたが、認められなかった事例(令和 3 年 1 月 22 日大阪高裁)

参照条文等:医療法 7 条 1 項、6 項、24 条の 2、一般法人法 153 条 3 項 2 号

キーワード:医療法人 M&A 医療法違反

【2】子の母が妊娠中に子の父の生活する豪州に渡航し子を出産したが、その約 40 日後に母が子を連れて日本に渡航して以降、日本で子を監護していたため、父が子を豪州に返還するよう求めたところ、父の申立てを却下した事例(令和 3 年 5 月 26 日大阪高裁)

参照条文等:国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律 2 条 5 号、26 条

キーワード:子の返還 海外での出産 日本での監護

【3】三子を連れて別居した妻 X が夫 Y に対し婚姻費用の分担を求め、原審が Y の費用分担を命じたため Y が抗告した事案で、X 及び子らの生活維持費用は Y による婚姻費用の分担によって賄われるべきであり、X の潜在的稼働能力は認められないとして、Y の抗告を棄却(令和 4 年 2 月 4 日東京高裁)

参照条文等:民法 760 条、877 条、生活保護法 1 条、4 条、国民年金法施行令 4 条の 6

キーワード:潜在的稼働能力 婚姻費用 別居

【4】被相続人 A の母 X が申し立てた遺産分割事件につき、A の自らを被保険者、受取人を A の妻 Y とする保険契約に基づく死亡保険金を特別受益に準じて持戻しの対象にすべきか否かが争われた事案で、特別受益に準じた持戻しを否定した(令和 4 年 2 月 25 日広島高裁)

参照条文等:民法 903 条

キーワード:死亡保険金 特別受益 持戻し

【5】自動車運転中の Y が脳梗塞を発症し、意識を失って対向車に正面衝突した事故において、損害保険会社 X が Y に対し求償金の支払を求めた事案で、Y が意識を消失する危険性を認識することは困難であった等として、Y の過失を否定した事例(令和 4 年 5 月 27 日名古屋高裁)

参照条文等:民法 713 条

キーワード:脳梗塞 意識喪失 自動車運転中

【6】摂食障害治療のため入院した X が点滴を拒否する等したため、77 日間ベッドに拘束されたが、拘束は違法だったとして X が病院を設置運営する Y 共済組合に損害賠償を求めた事案で、77 日中の 17 日間の拘束には違法性があったとして慰謝料等の支払を命じた(令和 3 年 6 月 24 日東京地裁)

参照条文等:民法 415 条、精神福祉法 18 条、36 条、37 条

キーワード:摂食障害治療 拘束 違法性

【7】Xと学校法人(Y理事長)間の小学校の新築工事に係る請負契約において、Yらが本件請負契約の報酬を支払う意思も能力もないのにXを欺罔して本件請負契約を締結させたことが詐欺に当たるとして、XがYらに対し損害賠償を求めたが、請求が棄却された事例(令和3年8月24日大阪地裁)

参照条文等:民法709条、719条1項

キーワード:学校法人 欺罔 報酬を支払う意思と能力

【8】自殺した高校生Cの保護者Xらが独立行政法人日本スポーツ振興センターに災害共済給付金及び遅延損害金の支払を求めた事案で、学校の管理下で起きた事件に起因する死亡と認め、給付金の支払請求を認容し、口頭弁論終結時翌日からの限度で遅延損害金請求を認容(令和3年11月25日福岡地裁)

参照条文等:いじめ防止対策推進法2条1項(「いじめ」の定義)、独立行政法人日本スポーツ振興センター法15条(業務の範囲)1項、16条(災害共済給付金及び免責の特約)2項

キーワード:災害共済給付金 学校の管理下で起きた事件 死亡

【9】日本及びD国の国籍を有する妻(原告)がチェコ及びE国の国籍を有する夫(被告)に対し、離婚を請求するとともに、D国、E国、チェコ国籍を有することに争いがある長男の親権者を原告と定めること及び長男の養育費の支払を求め、原告の請求が認容された事例(令和3年3月29日東京家裁)

参照条文等:法の適用に関する通則法32条、38条、チェコ共和国民法(2012年法律第89号)858条、906条、907条

キーワード:親権者の指定 養育費 国籍を有することの争い

#### (商事法)

【10】上場会社の取締役CFOであったXが金融商品取引法167条の2第1項、166条1項に違反したとして、金融庁長官から課徴金納付命令を受けたことに対し、国に同命令の取消しと500万円の損害賠償及び遅延損害金の支払を求め、請求が一部認容された事例(令和3年12月9日東京地裁)

参照条文等:金融商品取引法(令和元年法律第71号改正前)167条の2第1項、166条1項、2項、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令51条、国家賠償法1条1項

キーワード:金融商品取引法違反 課徴金納付命令 損害賠償

【11】会社の発行済株式総数及び議決権の各半数を有する二名の不和・対立により、意思決定不能であるとき、その打開の必要性が、法人格を維持できない場合の社会的損失を回避する必要性を上回る場合には、会社法833条1項柱書の「やむを得ない事由」があると解するのが相当と判示(令和4年9月9日東京地裁立川支部)

参照条文等:会社法833条1項

キーワード:解散事由 意思決定不能 打開

#### (知的財産)

【12】発明の名称を「エルデカルシトールを含有する前腕部骨折抑制剤」とする特許権を有する控訴人が、被告の医薬品の生産等の差止め等の請求を棄却した原判決について、それを不服として控訴したが、棄却された事案(令和4年12月13日知財高裁)

参照条文等:特許法100条、29条

キーワード:特許無効 新規性

【13】原告は、第35類「商品展示会の企画及び運営」等を指定役務とし、「次世代3Dプリンタ展」の文字からなる商標につき商標登録出願をしたところ拒絶査定を受け、不服審判の請求も不成立とされたため、審決取消を求め本件訴訟を提起したが、請求が棄却された事案(令和4年12月14日知財高裁)

参照条文等:商標法3条1項3号

キーワード:商標登録 役務の質を表示

【14】発明の名称を「予約支援方法、予約支援プログラム、及び予約支援装置」とする特許出願拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、独立特許要件(進歩性)についての認定判断の誤りを主張して審決の取消しを請求したが、棄却された事案(令和4年12月21日知財高裁)

参照条文等:特許法 29 条 2 項

キーワード:特許 進歩性 容易想到

【15】桜を題材とする原告イラストを作成した原告が、被告による桜を題材とするイラストが描かれた被告製品の販売行為が原告イラストに係る原告の著作権(複製権及び翻案権)を侵害したとして、被告に対し損害賠償を求めたところ、原告請求が棄却された事例(令和4年12月12日大阪地裁)

参照条文等:著作権法 21 条、27 条、114 条 3 項

キーワード:イラスト 著作権 アイデア 表現 創作性

## (民事手続)

【16】離婚請求に附帯して財産分与の申立てがされた場合、当事者が婚姻中に双方の協力によって得たものとして分与を求める財産の一部(当事者の一方に対して損害賠償請求訴訟を遂行中である医療法人の出資持分)につき財産分与の裁判をしないことは許されないと判示(令和4年12月26日最高裁)

参照条文等:民法 768 条 3 項、人事訴訟法 32 条 1 項

キーワード:財産分与 一部 裁判をしない

【17】抗告審の相手方(一審相手方)に対し、金銭債権を有する抗告人(一審申立人)が債権者代位権に基づき相手方相続の遺産の分割調停を申し立て、遺産分割審判を本案とする審判前保全処分として遺産中の土地の処分禁止の仮処分を求めたところ、抗告が棄却された事例(令和3年4月15日東京高裁)

参照条文等:家事事件手続法 105 条 1 項、200 条 2 項、115 条、民事保全法 23 条 1 項

キーワード:遺産分割審判 審判前の保全処分 不動産

【18】緊急事態宣言等の影響緩和に係る月次支援金の給付を受け得る地位の確認を求めて大阪地方裁判所に提訴したところ、申立人(国)が東京地方裁判所への移送を求めた事案。本判決は、法定管轄裁判所において審理及び裁判をするのが相当として、移送の申立てを却下した(令和4年9月8日大阪地裁)

参照条文等:行政事件訴訟法 7 条、民事訴訟法 17 条、20 条 1 項

キーワード:専属的合意管轄 法定管轄裁判所 不均衡 移送

## (刑事法)

【19】被告人運転の普通乗用車が急発進・暴走し、歩道上にいた B に衝突して死亡するに至らしめ、本件建物の支柱及びシャッター等を損壊させた事案。原判決は、被告人の過失運転致死、道路交通法違反の罪の成立を認め、禁錮 3 年(5 年間執行猶予)に処し、控訴審でも控訴が棄却された(令和4年12月14日東京高裁)

参照条文等:自動車運転処罰法 5 条、道路交通法

キーワード:過失 急発進 車両の不具合

## (公法)

【20】入管職員が、控訴人らが集団送還の対象であることを前提に、難民不認定処分に対する本件各異議申立棄却決定の告知を送還直前まで遅らせ、強制送還したのは、控訴人らから難民該当性に対する司法審査の機会を奪うものとして、各人の慰謝料請求を一部認容した事例(令和3年9月22日東京高裁)

参照条文等:国家賠償法 1 条 1 項、憲法 31 条、32 条、出入国管理及び難民認定法 61 条の 2 の 6 第 3 項、61 条の 2 の 9(平成 26 年法律第 69 号改正前)、行政事件訴訟法 8 条 1 項、46 条 1 項

キーワード:不法残留 強制送還 難民不認定処分 入管職員 国家賠償請求

**(社会法)**

【21】地方公共団体 Y と 3 年間の期限付き雇用契約を締結し、Y 設置・運営の図書館に館長として勤務していた X が、Y に対し未払残業代等を請求する権利を有する旨主張してその支払を求めるとともに、付加金の支払を求めたところ、X の請求が棄却され、控訴も棄却された事例(令和 3 年 12 月 9 日福岡高裁)

参照条文等:労働基準法 41 条 2 号、114 条

キーワード:図書館館長 管理監督者

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

【1】大阪高判令和 3 年 1 月 22 日 判例時報 2535 号 42 頁

令和 1 年(ネ)第 2654 号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却(上告・上告不受理申立て(上告棄却・不受理))

A 病院を経営する一般財団法人 X は、M&A の仲介等を業とする株式会社 Y1・地方銀行 Y2(X のメインバンク)との間で法人提携仲介契約(本件仲介契約)を締結し、X の代表理事及び評議員は、提携先として紹介を受けた B 社との間で、X の運営権を B 社に移転することを目的とする運営権取得契約(本件運営権取得契約、B 社が指定する者が評議員及び役員に就任するというもの)を締結したが、X は、Y らに対し、本件運営権取得契約が医療法等に違反し無効であって、B 社は提携先として適法性に問題があるのに適切な情報提供が無いという点で本件仲介契約の債務不履行がある等として支払済みであったコンサルティング料及び運営権譲渡手数料名目の約 5000 万円の 2 分の 1 相当の損害賠償を請求した。

本判決は、本件運営権取得契約に基づき役員等が交代しても、B 社が X の運営に影響を及ぼすことができるとしても一般財団法人の枠内にとどまり、剰余金の分配により通常の意味での非営利性に反する行為がされるわけではないし、その他の実質的な弊害についても医療法の趣旨を損なう事態等が生じる具体的な危険は認められないとして、本件運営権取得契約を無効とすることはできず、また、本件仲介契約の債務不履行はないとした。

参照条文等:医療法 7 条 1 項、6 項、24 条の 2、一般法人法 153 条 3 項 2 号

【2】大阪高決令和 3 年 5 月 26 日 判例タイムズ 1502 号 82 頁

令和 3 年(ラ)第 167 号 子の返還決定に対する抗告事件(原決定取消、申立却下、確定)

子の母(抗告人)は、妊娠中に子の父(相手方)の生活するオーストラリア連邦(豪州)に渡航し、豪州で子を出産したが、その約 40 日後に子を連れて日本に渡航し、以後、現在まで日本において子を監護していたため、父が国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律 27 条に定める子の返還事由があると主張して、母に対し、子を豪州に返還するよう求めた。

本決定は、子の常居所地(国)を認定するに当たり、主として子の視点から、子の使用言語や通学、通園のほか地域活動への参加等による地域社会との繋がり、滞在期間、親の意思等の諸事情を総合的に判断して、子が滞在地の社会的環境に適應順化していたと認められるかを検討するのが相当であるとし、本件では、子の豪州の滞在期間は 43 日に過ぎず、その間、ほぼ居宅にいたこと、子が豪州における地域社会と何らかの有意な繋がりを形成していたとは認めがたいこと、遅くとも子の出生以降においては、父母が子の豪州での養育につき認識を共有していたとは認められないことを指摘して、子出生以来、豪州に住所を有していたことがあったとは認められないと判断し、原決定を取り消し、父の申立てを却下した。

参照条文等:国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律 2 条 5 号、26 条

【3】東京高判令和 4 年 2 月 4 日 判例時報 2537 号 12 頁

令和 3 年(ラ)第 2613 号 婚姻費用分担審判に対する抗告事件(抗告棄却(確定))

婚姻後三子をもうけ、その子らを連れて別居した X(妻:相手方・原審申立人)が Y(夫:抗告人・原審相手方)に対し婚姻費用の分担を求めた事案において、(1)生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて生活保護法に優先して行われるものとされていること(生活保護法 4 条 1 項、2 項)に鑑みると、X 及び子らの生活を維持するための費用は、まずは X 及び子らに対して民法上扶養義務を負う Y による婚姻費用の分担によって賄われるべきであり、生活保護費を X の収入と評価することはできないと判示し、(2)X の潜在的稼働能力について、X の病歴や障害等級、就労実績、医師の見解、現在の状況等に鑑みると、

当面は就労することが困難であるとして、潜在的稼働能力を認めず、原審(さいたま家裁越谷支部令和 3 年 10 月 21 日審判・判例時報 2537 号 15 頁掲載)の判断を相当とし、抗告を棄却した事例。

参照条文等:民法 760 条、877 条、生活保護法 1 条、4 条、国民年金法施行令 4 条の 6

#### **【4】広島高決令和 4 年 2 月 25 日 判例時報 2536 号 59 頁**

##### **令和 4 年(ラ)第 3 号 遺産分割申立認容審判に対する即時抗告事件(抗告棄却(確定))**

本件は、被相続人 A の母 X が申し立てた遺産分割事件において、A が自らを被保険者、受取人を A の妻 Y として締結していた保険契約に基づく死亡保険金を民法 903 条の類推適用により特別受益に準じて持戻しの対象にすべきか否かが争われた事案であり、原審判は、民法 903 条類推適用による特別受益に準じた持ち戻しを否定したため、X が抗告した。

本決定は、本件死亡保険金 2100 万円は、遺産総額(A の相続開始時の遺産評価額 772 万 3699 円、遺産分割の対象財産の評価額 459 万 0665 円)に対する割合は非常に大きいと、一般的な生命保険金の額と比較して高額とはいえず、AY は婚姻前を含め同居期間約 30 年の夫婦であり、Y は一貫して専業主婦で子がないこと等から本件死亡保険金は、A の死後、Y の生活を保障する趣旨のものであったと認められるところ、Y は 54 歳の借家住まいで保険金により生活を保障すべき期間が長期にわたることが見込まれる一方、X は、A と長年別居し生計を別にする母親であり、A の父の遺産であった不動産に長女二女と共に暮らしていること等の事情を併せ考慮すると、X と Y との間に生ずる不公平が民法 903 条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存するとは認められないとして、原審判と同様に持戻しを否定した。

参照条文等:民法 903 条

#### **【5】名古屋高判令和 4 年 5 月 27 日 判例時報 2535 号 54 頁**

##### **令和 4 年(ネ)第 19 号 求償金請求控訴事件(取消・請求棄却(確定))**

加害者 Y が自動車運転中、心房細動による心原性脳梗塞を発症し意識を消失して運転制御不能状態に陥り、センターラインを越えて対向車線に逸走し、同車線を走行してきた車両に正面衝突等をした事故について、被害者らに保険金を支払った損害保険会社 X が Y に対し、求償金約 183 万円の支払を求めた事案。本件事故時、Y に責任能力がない状態であったことに争いはなく、民法 713 条ただし書の過失が争点となったところ、原判決は Y の体調不良が常態化していたことを指摘し、過失を認めた。しかし、控訴審である本判決は、通院経緯等から Y が何らかの心疾患・脳疾患等により意識を消失する危険性があると認識することは困難であった等として Y の過失を否定した。

参照条文等:民法 713 条

#### **【6】東京地判令和 3 年 6 月 24 日 判例時報 2535 号 66 頁**

##### **平成 30 年(ワ)第 15489 号 医療過誤に基づく損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))**

摂食障害の治療を目的として病院に入院した X(14 歳)が、点滴を自己抜去し、再挿入を拒否する等したことから、X の両親の同意を得て、精神福祉法 33 条 1 項に定める医療保護入院とするとともに、病院において両上下肢及び肩をベッドに拘束し、77 日間拘束した(本件拘束)。X は、本件拘束は違法であったとして、病院を設置運営する Y 共済組合に対し、2541 万円の損害賠償を求めた事案。

本判決は、本件拘束を開始したことについて、X が「ウ ア又はイのほか精神障害のために、そのまま放置すれば患者の生命にまで危険が及ぶおそれがある場合」(昭和 63 年厚生省告示第 130 号、ウ類型)に該当するとして、本件拘束開始の適法性を認めたが、他方、残り 17 日間時点では、病院の裁量を考慮しても、ウ類型に該当する旨の判断をし得る状況にはなかったとして違法性を認め、当該期間について慰謝料 100 万円及び弁護士費用 10 万円の賠償を認めた。

参照条文等:民法 415 条、精神福祉法 18 条、36 条、37 条

**【7】大阪地判令和 3 年 8 月 24 日 判例時報 2537 号 29 頁**

平成 29 年(ワ)第 11188 号 損害賠償請求事件(棄却(控訴))

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/609/090609\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/609/090609_hanrei.pdf)

X が、学校法人との間で小学校の新築工事に係る請負契約(本件請負契約)を締結するに際し、学校法人の理事長であった Y らにおいて、学校法人には、当時、本件請負契約の報酬を支払う意思も能力もないのに、これがあるかのように装い、X を欺罔して本件請負契約を締結させたことが詐欺に当たるとして、Y らに対し、後に学校法人が経営破綻したことにより回収不能になった請負報酬債権等の一部について共同不法行為に基づく損害賠償請求をした事案において、Y らが架空の助成金で請負報酬の半額を支払う旨を告げた事実は認められるものの、資金の調達方法を偽ったにとどまり、学校法人の本件請負契約締結当時の資力に照らせば、請負報酬を支払う意思も能力もなかったとはいえず、Y らにつき欺罔行為も詐欺の故意も認められない等として、X の請求が棄却された事例。

参照条文等:民法 709 条、719 条 1 項

**【8】福岡地判令和 3 年 11 月 25 日 判例時報 2536 号 73 頁**

令和 2 年(ワ)第 3840 号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

本件は、学校法人 A が開設する B 高等学校在学中に自殺した C の保護者 X1 及び X2 が、Y(独立行政法人日本スポーツ振興センター)に対し、C の死亡が「学校の管理下において発生した事件に起因する死亡」に当たると主張して、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(センター法)が規定する災害共済給付金及び遅延損害金の支払を求めた事案である。なお、本件学校が設置した第三者委員会は、いじめに該当する事実を認めたが、いじめと自殺に因果関係はない等と判断し、知事が再調査を決定し設置した再調査委員会は、本件自殺については友人関係のトラブル以外に家庭問題や部活動における悩み等の複合的な要因が考えられ、いじめが主原因とは断定できないなどしていた。

本判決は、C の入学後から自殺に至るまでの間の学校内外の出来事等を詳細に認定し、本件自殺は、専らいじめが主たる原因となって生じた「学校の管理下において発生した事件に起因する死亡」に該当すると認め、災害共済給付金の支払請求権は、Y の支給決定によって生じるものではなく、請求を受けてから当該請求内容が適正であるかを審査するための相当の期間を経過した日であると解するのが相当であるとし、Y は遅くとも本件口頭弁論終結時には X らによる給付金支払請求の適否を審査するために必要となる情報を全て入手していたと認められるとして、令和元年 9 月 26 日に給付金の請求をしており、Y が請求の審査をするための相当期間は長くとも 3 か月であるから、請求権の履行期は同年 12 月 26 日とすべきであり、その翌日である 27 日から遅滞の責めを負うとの X らの主張を容れず、X1 及び X2 それぞれに請求額と同額の 1400 万円の災害共済給付金の支払請求を認容したが、口頭弁論終結時の翌日からの限度で遅延損害金請求を認容した。

参照条文等:いじめ防止対策推進法 2 条 1 項(「いじめ」の定義)、独立行政法人日本スポーツ振興センター法 15 条(業務の範囲)1 項、16 条(災害共済給付金及び免責の特約)2 項

**【9】東京家判令和 3 年 3 月 29 日 判例タイムズ 1502 号 241 頁**

平成 30 年(家ホ)第 239 号 離婚等請求事件(認容、確定)

日本及び D 国の国籍を有する妻(原告)が、チェコ及び E 国の国籍を有する夫(被告)に対し、離婚を請求するとともに、D 国及び E 国の国籍のみならず、チェコ国籍を有することに争いがある長男の親権者を原告と定めること及び長男の養育費の支払を求めた事案。

本判決は、親子間の法律関係の準拠法については、法の適用に関する通則法により、原告は日本法(通則法 38 条 1 項ただし書)、被告は約 24 年間チェコに在住していた等のことからチェコ法(通則法 38 条 1 項本文)、長男は(チェコ国籍を有するとして)、約 2 年半にわたりチェコに居住し永住権も取得していること等からチェコ法(通則法

38 条 1 項本文)がそれぞれ本国法となり、子と父の本国法が同一であることから、親子間の法律関係はチェコ法が適用(通則法 32 条)されるとし、長男の親権者監護権については、チェコ民法においては、離婚後も親責任を有するが、被告は様々な国に転々と赴任し、長男の養育環境としては不安定な面があることは否定できないなどとして、本件では原告の単独監護(チェコ民法 907 条 1 項)に委ねることが相当であるとし、原告の請求を認容した。

参照条文等:法の適用に関する通則法 32 条、38 条、チェコ共和国民法(2012 年法律第 89 号)858 条、906 条、907 条

(商事法)

**【10】東京地判令和 3 年 12 月 9 日 金法 2201 号 54 頁**

平成 29 年(行ウ)第 192 号 課徴金納付命令取消等請求事件(請求一部認容)

本件は、上場会社の取締役 CFO であった X が、金融商品取引法(令和元年法律第 71 号改正前)167 条の 2 第 1 項、166 条 1 項(未公表の重要事実の伝達等の禁止)に違反したとして、証券取引等監視委員会の勧告及び同法所定の審判手続を経て、金融庁長官から課徴金納付命令を受けたことから、国を相手に、上記課徴金納付命令の取消しを求めるとともに、上記課徴金納付命令及びこれに至る各種の手続は国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法であると主張して、500 万円の損害賠償及び遅延損害金の支払を求める事案である。

本判決は、上場会社の属する企業集団の純利益につき、公表がされた直近の予想値に比較して新たに算出された予想値において金融商品取引法(令和元年法律第 71 号改正前)166 条 2 項 3 号所定の差異が生じた事実を、上記会社の取締役が同法 167 条の 2 第 1 項の規定に違反して他人に伝達したことを理由に上記取締役に対してされた課徴金納付命令は、当該伝達行為があったとされる日以前の取締役会においては、予想値の増減率が基準値以上となる抽象的な可能性があったにとどまり、同増減率が基準値以上となる具体的な根拠に基づいた業績予想修正についての意思決定は行われていないこと等の事情の下においては、当該伝達行為があったとされる日以前に当該差異が生じる予想値が新たに算出されたとは認められないため、違法であるとして、上記課徴金納付命令を取り消した。その上で、証券取引等監視委員会の証券調査官らによる課徴金に係る事件の調査時の行為については、当該証券調査官らが、(1)当該事件において確認の必要性が高く、容易に確認し得る基本的な資料について、通常払うべき注意をもってこれを確認すれば、違反行為の存在につき重大な疑義を生じさせる事情を発見することができたにもかかわらず、その注意を怠って漫然とこれを看過したこと、(2)違反行為の存在につき重大な疑義を生じさせる情報に接したにもかかわらず、これを解明するための調査をしなかったこと、(3)これらの結果、客観的事実に反する質問調書を作成したこと等の事情の下においては、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法であるとして、120 万円の範囲で原告の損害賠償請求を認めた。

参照条文等:金融商品取引法(令和元年法律第 71 号改正前)167 条の 2 第 1 項、166 条 1 項、2 項、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令 51 条、国家賠償法 1 条 1 項

**【11】東京地立川支判令和 4 年 9 月 9 日 金法 2200 号 102 頁**

令和 3 年(ワ)第 2034 号 株式会社解散請求事件(請求認容)

株式会社 Y の株主構成は、Y の代表取締役 A と X がそれぞれ発行済株式総数及び議決権数の各半数を有している。Y の登記簿上、A のほか、A の子である B 及び C が令和 2 年 10 月 22 日に取締役就任し、D が平成 29 年 6 月 19 日に監査役に就任したとされているが、Y は、少なくとも遡って 10 年にわたり定時株主総会を開催しておらず、平成 29 年 6 月と令和 2 年 10 月の役員選任についても株主総会の決議がない。X と Y は、令和元年 8 月 9 日付けで、それまで Y が唯一の事業として営んでいた X 製造製品の営業権利を X に移管することに関し、覚書を作成したが、その後紛争状態となり、X が移管に伴う対価の支払を止めたため、Y は、令和 2 年 5 月、X に対し、上記覚書に基づく債務の履行を求める訴訟(別訴)を提起した。そのような状況下、X が、令和 3 年 7 月 31 日、Y に対し、会社法 833 条 1 項に基づき、Y の解散を求めたのが本件である。



本判決は、まず、X と Y の代表者が、Y の発行済株式総数及び議決権の各半数を有している状態の下、両者が不和・対立の状況にあり、この膠着状態が容易に解消されることが見込めないなど、多数決原理に基づく重要事項の意思決定が不可能となっていると認められる上、Y において売上高がほとんどなく、主たる資産が減少し、研究中の事業の展開の見通しも不透明であること等に照らし、Y には、会社法 833 条 1 項 1 号の解散事由があるものというべきであると判示した。その上で、同項同号の解散事由が認められる場合において、意思決定不能の状況を打開する必要性が、法人格を維持できない場合の社会的損失を回避する必要性を上回る場合には、特段の事情がない限り、同項柱書の「やむを得ない事由」があるものと解するのが相当であり、本件においては、意思決定不能の状況を打開する必要性が法人格を維持できない場合の社会的損失を回避する必要性を上回っているものと認めることができ、上記特段の事由を認めるに足る証拠はないから、同項柱書の「やむを得ない事由」があると認めるのが相当であると判示した。

参照条文等:会社法 833 条 1 項

(知的財産)

【12】知財高判令和 4 年 12 月 13 日 裁判所 HP

令和 4 年(ネ)第 10065 号 特許権侵害差止等請求控訴事件 特許権 民事訴訟(棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/636/091636\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/636/091636_hanrei.pdf)

発明の名称を「エルデカルシトールを含有する前腕部骨折抑制剤」とする特許権を有する控訴人が、被告の医薬品の生産等の差止め等の請求を棄却した原判決について、それを不服として控訴したが、本件発明は新規性を欠くものであり、特許無効審判により無効とされるべきものであるとして、控訴が棄却された事案。

本件発明と乙 1 発明との相違点は、「医薬組成物について、本件発明では、『非外傷性である前腕部骨折を抑制するため』のものであると特定されているのに対して、乙 1 発明では、『骨粗鬆症治療薬』であると特定されている点。」にある(相違点 1)ところ、控訴人は、本件発明につき、前腕部骨折の抑制が特に求められる患者群において予測されていなかった顕著な効果を奏するものであり、エルデカルシトールの新たな属性を発見し、それに基づく新たな用途への使用に適することを見出した医薬用途発明であるから、相違点 1 に係る本件発明の用途は乙 1 発明の「骨粗鬆症治療薬」の用途とは区別される旨主張する。

そこで検討するに、当業者は、骨粗鬆症患者における前腕部の骨の病態及びこれに起因する骨折リスクについて、他の部位の骨の病態及び骨折リスクと異なると認識するものではなく、また、乙 1 発明の「骨粗鬆症治療薬」としてのエルデカルシトールを投与する目的及びその効果についても、前腕部と他の部位とで異なると認識するものではないというべきである。

さらに、本件優先日前に公開された文献には、エルデカルシトールがアルファカルシドールよりも優位に椎体骨折の発生を抑制することが第 3 相臨床試験において確認されたことが記載されていることに加え、本件明細書には、骨折リスクを減少させようとする部位が前腕部である場合と他の部位である場合とで、エルデカルシトールが及ぼす作用に相違があることを示す記載は存しない。そして、技術常識を考慮しても、本件明細書の記載から、エルデカルシトールの作用に関して上記の相違があると把握することはできない。そうすると、当業者は、前腕部の骨折リスクを減少させるために投与する場合と骨粗鬆症患者に投与する場合とで、エルデカルシトールの作用が相違すると認識するものではないというべきである。

以上によれば、エルデカルシトールの用途が「非外傷性である前腕部骨折を抑制するため」と特定されることにより、当業者が、エルデカルシトールについて未知の作用・効果が発現するとか、骨粗鬆症治療薬として投与されたエルデカルシトールによって処置される病態とは異なる病態を処置し得るなどと認識するものではないというべきである。そうすると、本件発明については、公知の物であるエルデカルシトールの未知の属性を発見し、その属性により、エルデカルシトールが新たな用途への使用に適することを見出した用途発明であると認めることはできないから、相違点 1 に係る用途は乙 1 発明の「骨粗鬆症治療薬」の用途と区別されるものではない。

したがって、相違点 1 は実質的な相違点ではなく、本件発明は、乙 1 発明に対する新規性を欠くものであり、特許無効審判により無効とされるべきものであると認められる。

参照条文等:特許法 100 条、29 条

#### 【13】知財高判令和 4 年 12 月 14 日 裁判所 HP

令和 4 年(行ケ)第 10068 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/615/091615\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/615/091615_hanrei.pdf)

原告は、第 35 類「商品展示会の企画及び運営」等を指定役務(本件役務)として、「次世代 3D プリンタ展」の文字を標準文字で表してなる商標(本願商標)について商標登録出願をしたところ、拒絶査定を受けたため、これに対する不服審判の請求をしたが、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した事案。本件審決の理由の要点は、本願商標は商標法 3 条 1 項 3 号に該当する、というものであった。

本願商標である「次世代 3D プリンタ展」は、「次の段階」等を意味する「次世代」の語、「三次元印刷機」等を意味する「3D プリンタ」の語及び「展覧会」ないし「展示会」の略語である「展」の語から構成されるといえる。

そして、「次世代」の語は、「次の段階」等をいう場合に特に「技術」等に関して用いられることが多いところ、「次世代」の語が、「3D プリンタ」に対し、「次の段階」といった意味を示す趣旨で付されて用いられている例があることも考慮すると、本願商標である「次世代 3D プリンタ展」に接した者は、本願商標が「次世代 3D プリンタ」の語と「展」の語とから成るものと理解するというのが自然である。

また、「〇〇展」の語が、「〇〇」の部分に当該展示会の主たる展示内容(製品、技術等)を置く形で用いられている例があり、そのような「〇〇展」の語の使用例の中に「3D プリンタ」と「展」から成る例があることも考慮すると、本願商標である「次世代 3D プリンタ展」の語については、「次の段階の 3D プリンタを内容又はそれに係る共通の特徴とする展示会」という意味合いを容易に認識させるものであるということが出来る。

そうすると、本件審決時において、本願商標である「次世代 3D プリンタ展」は、展示会等に係る本件役務について使用されるときは、これに接する需要者等において、「次の段階の 3D プリンタを内容又はそれに係る共通の特徴とする展示会」を表したものと認識されるというべきであるから、役務の内容を認識させるものとして、役務の質を表示する標章に当たるといえることができる。

そして、本願商標は、「次世代 3D プリンタ展」のみからなり、「次世代 3D プリンタ展」の語を標準文字で記すという、普通に用いられる方法で表示する商標であるから、商標法 3 条 1 項 3 号に該当するというべきである、として原告の請求は棄却された。

参照条文等:商標法 3 条 1 項 3 号

#### 【14】知財高判令和 4 年 12 月 21 日 裁判所 HP

令和 4 年(行ケ)第 10039 号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/648/091648\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/648/091648_hanrei.pdf)

発明の名称を「予約支援方法、予約支援プログラム、及び予約支援装置」とする特許出願拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、独立特許要件(進歩性)についての認定判断の誤りを主張して審決の取消しを請求したが、棄却された事案。

相違点 3 は、施設端末に予約内容を通知した後、ユーザー端末に第 2 施設の情報を通知する処理を行うことにつき、本願補正発明では、前記施設端末からの返信を有効に受け付ける期間としてあらかじめ設定された待機期間内に前記施設端末からの返信がない場合であるのに対し、引用発明では、施設端末から受信する予約結果情報の予約登録可否の結果が NG であった場合である点で相違するというものである。

ところで、施設の予約は、利用日又は利用日時を指定して行うものであり、予定される利用日又は利用日時よりも前に予約を完了するという本来的な要請がある。そして、引用発明は、ある特定の施設の予約を目的とするもので

はなく、利用者の希望する条件に合致した複数の施設を対象とし、一つの施設の予約ができなかった場合に、別の施設の予約をすることが可能であるような施設予約システムにおける予約方法であるところ、引用発明における施設予約システムには、予定される利用日又は利用日時よりも前に、利用者の希望する条件に合致した施設を予約するという本来的な要請を満たすことができないおそれがあるといえる。

次に、引用文献 2 記載技術をみると、宿泊施設の仮予約において、「ホテル端末 103 が宿泊可否の通知を一定時間経過(タイムアウト)しても行わなかった場合、ホテル端末 103 に対して、キャンセルの通知を送信し、次のホテルへ空き問い合わせ情報を送信する」ものであるから、予定される利用日又は利用日時よりも前に、利用者の希望する条件に合致した施設を予約するという本来的な要請を満たすことができなくなるという事態を回避するのに、一定の効果があると認められる。

引用発明と引用文献 2 記載技術とは、複数の施設を対象とした施設予約システムにおける施設予約方法という共通の技術分野に属するものであって、第 1 施設に対して予約可否の問合せを行い、第 1 施設から予約不可の返信を受けた場合には第 1 施設に類似する他の施設を抽出するという手法も共通するところ、第 1 施設からの予約可否の返信を長時間待ち続けるという事態を回避しようとすることは、当業者であれば当然に着想するものと認められるから、引用発明に引用文献 2 記載技術のタイムアウト処理を適用する動機付けがあるといえる。

そして、引用発明に引用文献 2 記載技術のタイムアウト処理を適用すると、引用発明は、施設端末からの返信を有効に受け付ける期間としてあらかじめ設定された待機期間内に前記施設端末からの返信がない場合には、予約結果情報の予約登録可否の結果が NG であった場合と同様に、予約内容に基づいて第 1 施設を除く一又は複数の第 2 施設を抽出し、前記抽出された一又は複数の前記第 2 施設の情報を前記ユーザー端末に通知する処理を行うことになる。

そうすると、相違点 3 に係る構成は、引用発明に引用文献 2 記載技術を適用することより、当業者であれば容易に想到し得るものと認められる。

参照条文等:特許法 29 条 2 項

## 【15】大阪地判令和 4 年 12 月 12 日 裁判所 HP

令和 3 年(ワ)第 5086 号 損害賠償請求事件 著作権 民事訴訟 (棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/665/091665\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/665/091665_hanrei.pdf)

桜を題材とする原告イラストを作成した原告が、被告による桜を題材とするイラストが描かれた被告製品の販売行為が、原告イラストに係る原告の著作権(複製権及び翻案権)を侵害したと主張して、被告に対し損害賠償を求めた事案。

原告イラストにみられる花のまとまりと、被告イラストにおける花のまとまりを、それ自体で相互に比較しても、各構成要素(正面視花要素、側面視花要素、つぼみ要素)の構成や形態において同一のものは認められない上、被告イラストにおいては、まとまりの数自体や、まとまりの繰り返しによって与えられる印象が強く、「5 ないし 6 個の桜の花をまとめて描く」というアイデアのレベルを超えた具体的な表現上の共通性を認めることはできない。また、桜の花を数個まとめて描くこと自体は、自然の桜を描写する際に自然に着想することであって、他の桜のイラストにもみられるありふれたものといわざるを得ない。

したがって、被告イラストは、アイデアなど表現それ自体でない部分又は表現上創作性がない部分において原告イラストと同一性を有するにとどまり、これに接する者が、原告イラストの表現上の本質的な特徴を感得することはできないから、依拠性を判断するまでもなく、原告イラストの複製及び翻案に当たらない。よって、被告イラストを用いた被告製品を被告が販売した行為は、原告の原告イラストに係る複製権及び翻案権を侵害するものとはいえないとして原告の請求は棄却された。

参照条文等:著作権法 21 条、27 条、114 条 3 項

(民事手続)

**【16】最二判令和4年12月26日 裁判所HP**

令和3年(受)第1115号 離婚等請求本訴、同反訴事件(破棄差戻)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/644/091644\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/644/091644_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

離婚請求に附帯して財産分与の申立てがされた場合において、当事者が婚姻中にその双方の協力によって得たものとして分与を求める財産の一部(当事者の一方に対して損害賠償請求訴訟を遂行中である医療法人の出資持分)につき、財産分与についての裁判をしないことは許されない

(理由)

民法768条3項及び人事訴訟法32条1項の文言からすれば、これらの規定は、離婚請求に附帯して財産分与の申立てがされた場合には、当事者が分与を求める財産の全部につき財産分与についての裁判がされることを予定しているものというべきであり、民法、人事訴訟法その他の法令中には、上記財産の一部につき財産分与についての裁判をしないことを許容する規定は存在しない。

また、離婚に伴う財産分与の制度は、当事者双方が婚姻中に有していた実質上共同の財産を清算分配すること等を目的とするものであり、財産分与については、できる限り速やかな解決が求められるものである(民法768条2項ただし書参照)。そして、人事訴訟法32条1項は、家庭裁判所が審判を行うべき事項とされている財産分与につき、手続の経済と当事者の便宜とを考慮して、離婚請求に附帯して申し立てることを認め、両者を同一の訴訟手続内で審理判断し、同時に解決することができるようにしている。そうすると、当事者が婚姻中にその双方の協力によって得たものとして分与を求める財産の一部につき、裁判所が財産分与についての裁判をしないことは、財産分与の制度や同項の趣旨にも沿わないものというべきである。

参照条文等:民法768条3項、人事訴訟法32条1項

**【17】東京高決令和3年4月15日 判例タイムズ1502号96頁**

令和3年(ラ)第646号 審判前の保全処分(遺産分割)申立却下審判に対する抗告事件(抗告棄却、確定)

本件抗告審の相手方(一審相手方)に対し金銭債権を有する抗告人(一審申立人)が、債権者代位権を行使して、相手方が相続した遺産につき遺産分割調停を申し立て、遺産分割の審判を本案とする審判前の保全処分として、遺産中の土地につき、処分禁止の仮処分を求めた事案。

本抗告審は、遺産分割の審判を本案とする審判前の保全処分は、同保全処分が本案の係属を要し、本案と密接に関連しているという特殊な保全処分であり、その被保全権利(相手方の有する権利)は、本案の終局審判で形成される具体的権利となるため、審判前の保全処分においては、その具体的権利が認められる蓋然性が必要であり、遺産分割審判前の保全処分としての特定の遺産の処分禁止の仮処分の場合、遺産分割の終局審判において、当該遺産(不動産)につき同保全処分の申立人への給付が命ぜられる一応の見込みがあることの疎明を要するところ、抗告人は、遺産分割調停における換価分割により相手方に対する金銭債権の回収を企図しており、終局審判で本件不動産につき相手方への給付を命ずることとなる見込みについては何ら主張・疎明していないため、本案認容の蓋然性につき疎明があるとはいえないとして、一審の申立て却下の結論を維持した。

参照条文等:家事事件手続法105条1項、200条2項、115条、民事保全法23条1項

**【18】大阪地決令和4年9月8日 判例タイムズ1502号127頁**

令和4年(行ク)第45号 移送申立事件(移送申立却下、確定)

相手方が、緊急事態宣言等の影響緩和に係る一時支援金等給付規定に基づき、月次支援金の給付申請をしたところ不支給決定を受けたため、申立人(国)に対し、月次支援金の給付を受け得る地位の確認を求めて大阪地方裁判所に提訴したところ、申立人が東京地方裁判所への移送を求めた事案。

本決定は、本件では、月次支援金の申請の際に相手方が申立人に提出した申請・同意書により専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所とする合意が成立したと認定したが、本件に係る事情として、(1)相手方の住所等が大阪市であること、(2)申請者には、事実上、専属的管轄合意をしないという選択の余地がないという意味で、当該合意は国に一方向的に定められたという側面があり、しかも、月次支援金の制度上、申請者は全国各地に存在し得ることが当然の前提で、申請者の個々の事情を考慮せず東京地方裁判所のみを専属的合意管轄裁判所とするのは、不均衡な面を否定できないこと、(3)月次支援金の支給は、法律を制定して行政処分として構築することも可能で、そうであれば、その不支給処分取消訴訟は特定管轄裁判所にも提起できる(行政訴訟法12条4項)ので、東京地方裁判所のみを専属的合意管轄裁判所とするのは、そのような場合と比較して不均衡である等を挙げ、法定管轄裁判所において自ら審理及び裁判をするのが相当として、移送の申立てを却下した。

参照条文等:行政事件訴訟法7条、民事訴訟法17条、20条1項

## (刑事法)

【19】東京高判令和4年12月14日 裁判所 HP

令和3年(う)第527号 過失運転致死、道路交通法違反被告事件(控訴棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/676/091676\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/676/091676_hanrei.pdf)

被告人運転の普通乗用自動車(以下「本件車両」という。)が、急発進して前方店舗兼居宅(以下「本件建物」という。)先道路まで時速100kmを上回る高速度で暴走し、進路右方である本件建物前の歩道上に立っていたBに本件車両前部を衝突させた上、本件建物に本件車両を突入させ、Bが頸髄損傷等の傷害を負った結果、死亡するとともに、本件建物の支柱及びシャッター等が損壊した事案。

原審においては、本件車両が発進・加速した原因が、被告人が左足で誤ってアクセルペダルを踏んだことか、本件車両の不具合かが争点とされたが、原判決は、エンジンを止めてパーキングブレーキをかけた上、ギアのセレクトレバーをパーキングに設定して、自車の停止状態を保持すべきはもとより、誤って自車を発進させた場合にはアクセル・ブレーキを的確に操作して速やかに停止措置を講ずべき自動車運転上かつ業務上の注意義務があるのにこれを怠り、パーキングブレーキをかけたものの、エンジンを止めず、セレクトレバーをドライブに設定した状態のまま降車しようとした際、誤って左足でアクセルペダルを踏み込んで本件車両を発進させ、その後も誤って左足でアクセルペダルを踏み続けた過失があるとして、過失運転致死、道路交通法違反の罪の成立を認め、被告人を禁錮3年(5年間執行猶予)に処した。

控訴審でも、原判決の判断に論理則、経験則に照らし不合理なところはなく、事実誤認はないとして、控訴が棄却された。

参照条文等:自動車運転処罰法5条、道路交通法

## (公法)

【20】東京高判令和3年9月22日 判例タイムズ1502号55頁

令和2年(ネ)第1423号 国家賠償請求控訴事件(原判決変更、一部認容、確定)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/694/090694\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/694/090694_hanrei.pdf)

在留期間を超えて日本に残留し、難民不認定処分を受けた後に入管法24条4号ロ(不法残留)に該当することを理由とする退令発付処分を受け、その後、難民不認定処分に対する異議申立てを行ったが同異議申立棄却決定の告知を受けたスリランカ国籍の控訴人らが、その翌日に退令の執行を受け、集団送還の方法によりスリランカに強制送還されたことに対し、当該強制送還の措置は、憲法32条の定める裁判を受ける権利を侵害し、行政手続における適正手続の保障について定めた憲法31条にも違反するなど主張して、国(被控訴人)に対し、国家賠償法1条1項に基づき、各自慰謝料500万円及び遅延損害金の支払を求めた事案。

本判決は、入管職員が、控訴人らが集団送還の対象となっていることを前提に、難民不認定処分に対する本件各

異議申立棄却決定の告知を送還の直前まで遅らせ、同告知後は事実上第三者との連絡を認めずに強制送還したことは、控訴人らから難民該当性に対する司法審査を受ける機会を実質的に奪ったものと評価すべきであり、憲法 32 条、同 31 条及びこれと結びつく同 13 条に反するとして、各人の慰謝料請求について、それぞれ 30 万円の範囲で認容した。

参照条文等:国家賠償法 1 条 1 項、憲法 31 条、32 条、出入国管理及び難民認定法 61 条の 2 の 6 第 3 項、61 条の 2 の 9(平成 26 年法律第 69 号改正前)、行政事件訴訟法 8 条 1 項、46 条 1 項)

#### (社会法)

【21】福岡高判令和 3 年 12 月 9 日 判例時報 2536 号 83 頁

令和 3 年(ネ)第 365 号 未払賃金等請求控訴事件(控訴棄却(上告・上告受理申立て<上告棄却・不受理>))

本件は、地方公共団体 Y と 3 年間の期限付きで雇用契約を締結し、Y 設置・運営の図書館に館長として勤務していた X が、Y に対し、未払の法内残業代金、法定時間外割増賃金、法定休日割増賃金、深夜早朝割増賃金(まとめて、未払残業代等)を請求する権利を有する旨主張して、雇用契約に基づき、未払残業代等の支払を求めるとともに、労基法 114 条に基づく付加金の支払を求めた事案である。原審は、契約成立前の XY の交渉経過や成立後の X の言動等の事実認定を基礎として X の請求は信義則に反するとして X の請求を棄却したため、X が控訴した。

本判決は、労基法 41 条 2 号の趣旨をふまえ、X が図書館法 13 条 2 項所定の「館長」として相応しい権限と責任が与えられており、本件図書館の施設管理運営の責任を実質的に担う立場にあったといえること、具体的業務内容は、創造的・非定型的であって労働時間等に関する規制になじまない側面が大きいと認められること、X の待遇面等から、X は、管理監督者に該当すると認められるとして、X の控訴を棄却した。

参照条文等:労働基準法 41 条 2 号、114 条

#### (紹介済み判例)

名古屋地判令和 2 年 12 月 17 日 判例タイムズ 1502 号 222 頁

平成 31 年(ワ)第 296 号 損害賠償請求事件(一部認容、確定)

→法務速報 247 号 2 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/076/090076\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/076/090076_hanrei.pdf)

東京地判令和 3 年 2 月 19 日 判例時報 2537 号 16 頁

令和元年(ワ)第 26797 号 補てん金請求事件(棄却(確定))

→法務速報 250 号 8 番にて紹介済み

最一決令和 3 年 3 月 29 日 判例時報 2535 号 29 頁

令和 2 年(許)第 4 号 子の監護に関する処分(面会交流)申立て却下審判に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

→法務速報 240 号 3 番にて紹介済み

最一決令和 3 年 3 月 29 日 判例時報 2535 号 35 頁

令和 2 年(許)第 14 号 子の監護に関する処分(監護者指定)審判に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

→法務速報 240 号 2 番にて紹介済み

東京地判令和 3 年 4 月 30 日 判例時報 2535 号 88 頁

平成 29 年(ワ)第 42453 号 損害賠償請求事件(医療過誤)(一部認容、一部棄却(確定))

→法務速報 247 号 5 番にて紹介済み

熊本地判令和 3 年 7 月 21 日 判例時報 2535 号 102 頁

平成 28 年(ワ)第 624 号 旧株主による責任追及訴訟事件(棄却(控訴(控訴棄却)(確定))

→法務速報 256 号 5 番にて紹介済み

最三決令和 3 年 12 月 10 日 判例タイムズ 1502 号 51 頁

令和 3 年(あ)第 964 号 脅迫被告事件(上告棄却)

→法務速報 248 号 16 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/746/090746\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/746/090746_hanrei.pdf)

最二判令和 4 年 2 月 18 日 判例時報 2535 号 126 頁

令和 2 年(あ)第 1026 号 準強制わいせつ被告事件(破棄差戻)

→法務速報 250 号 17 番にて紹介済み

最二判令和 4 年 3 月 8 日 判例時報 2537 号 5 頁

令和 3 年(行ツ)第 33 号 措置命令処分取消請求事件(上告棄却)

→法務速報 251 号 1 番にて紹介済み

最一判令和 4 年 3 月 24 日 判例時報 2537 号 7 頁

令和 2 年(受)第 1198 号 損害賠償請求事件(破棄自判)

→法務速報 252 号 2 番にて紹介済み

東京地判令和 4 年 5 月 16 日 判例タイムズ 1502 号 135 頁

令和 3 年(ワ)第 7039 号 国家賠償請求事件(請求棄却、控訴(後控訴取下))

→法務速報 259 号 19 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/291/091291\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/291/091291_hanrei.pdf)

最大判令和 4 年 5 月 25 日 判例時報 2536 号 44 頁

令和 2 年(行ツ)第 255 号、令和 2 年(行ヒ)第 290 号、第 291 号、第 292 号 在外日本人国民審査権確認等、  
国家賠償請求上告、同附带上告事件(一部破棄自判、一部上告棄却)

→法務速報 254 号 19 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/190/091190\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/190/091190_hanrei.pdf)

## 2. 令和 5 年(2023 年)1 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

成立法令なし

### 3. 1月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

松本哲泓／著 新日本法規 346頁 4,730円

面会交流－裁判官の視点にみるその在り方－

遺言・相続実務問題研究会／編 日本加除出版 301頁 3,960円

事案から学ぶ履行困難な遺言執行の実務 遺言作成後の事情変更、解釈の難しい遺言への対応★

中井智子／編著 青林書院 347頁 5,390円

最新青林法律相談 44 ハラスメント対応の法律相談

高井重憲 新井里佳／著 第一法規 253頁 3,850円

弁護士のための離婚調停&相談の実況中継 だから身につく現場の経験知

### 4. 1月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

大澤 彩／著 商事法務 456頁 4,180円

消費者法

芦原一郎／監修 弁護士法人かなめ／著 中央経済社 193頁 3,080円

裁判例からわかる介護事業の実務

東京弁護士会親和全期会／編 第一法規 250頁 2,750円

こんなところでつまづかない！民事訴訟手続21のメソッド

伊藤弘子 望月彬史 青木有加／著 日本加除出版 384頁 5,060円

Q&A フィリピン家事事件の実務

デビット・バインダーほか3名／著 法律文化社 432頁 5,390円

カウンセラーとしての弁護士 依頼者中心の面接技法★



## 5. 発刊書籍＜解説＞

### 「事案から学ぶ履行困難な遺言執行の実務 遺言作成後の事情変更、解釈の難しい遺言への対応」

著者が実際に見聞した事例に基づき、遺言無効が主張された遺言の執行、遺言作成後の事情変更が生じた場合など、遺言執行が難しい事案における対応が具体的に解説されており、実務において参考となる書籍である。

### 「カウンセラーとしての弁護士 依頼者中心の面接技法」

法律相談や面談などにおいて、相談者や依頼者との信頼関係を構築するために有用な面接技法が、臨床心理学の知見を踏まえて具体的に解説されている。米国にて発行された手引書を翻訳した書籍であるが、同種の専門的な解説書は珍しいことから参考になる書籍である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。